

特定非営利活動法人アクションポート横浜
個人情報管理規程

(目的)

第1条 本規程は、特定非営利活動法人アクションポート横浜（以下「当法人」という。）内の個人情報の取り扱いに関する体制・基本ルールを策定し、当法人が保有する情報の紛失、漏えい、改ざんを防ぐことにより情報管理に関する当法人としての社会的責任を果たすことを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において、「個人情報」とは、当法人が取得した個人に関する情報で、当該情報に含まれる氏名、生年月日等の記述により、特定の個人を識別できるものをいう。他の情報と容易に照合でき、それにより特定の個人が識別できるものを含む。

(対象となる情報)

第3条 本規程の対象となる情報は、当法人で保管するすべての個人情報であり、電子データ、印字データの別を問わない。

(適用範囲)

第4条 本規程は、当法人の役員、及び、正職員、非常勤職員、嘱託職員、アルバイト等の職員に対して適用する。ボランティア、インターン等、当法人に所属しないスタッフに対しても本規程の趣旨を踏まえた適切な取扱いを求めるものとする。又、個人情報を取り扱う業務を外部に委託する場合、必要かつ適切な監督をし、この規程に従って個人情報の適切な保護を図るものとする。

(個人情報管理責任者)

第5条 当法人における個人情報管理責任者は代表理事（3名）とする。

- 2 個人情報管理責任者は、当法人における個人情報管理に関する取組の推進に関する責任を負う。
- 3 個人情報管理責任者は、上記責任を果たす上で必要な事項に関する決定権を有する。

(個人情報管理者)

第6条 事務局長を個人情報管理者とする。

- 2 個人情報管理者は、日常の業務における個人情報管理に関する取組を推進する責務を負う。

(個人情報保護に対する基本方針)

第7条 個人情報管理責任者は、個人情報保護に関する当法人としての基本方針（プライバシーポリシー）を定め、これを公表する。

(職員の個人情報の取扱い)

第8条 職員は、採用時に本規程を遵守する旨を、労働契約書で誓約すると同時に、これを遵守しなければならない。誓約には、退職後においても在職中に得た個人情報を漏洩しない旨を記載しなければならない。

(個人情報の収集)

第9条 当法人が個人情報を収集する場合は、提供者（本人）に対して利用目的を明示するものとする。

2 個人情報の収集は利用目的の達成に必要な限度において行う。

3 収集済の個人情報の利用目的の変更を要する場合には、予め提供者（本人）の承諾を得るものとする。

(個人情報の保管)

第10条 当法人で保管する個人情報は、施錠管理、アクセス権の制限等、必要かつ合理的な安全管理対策を行う。

2 職員は個人情報管理者の承知なく、個人情報を法人外に持ちだし、あるいは、第三者に提供してはならない。

3 個人情報を取引先・委託先等、外部に開示・提供する場合は、事前に個人情報管理責任者の承認を得た上で、機密保持契約を締結してこれを行うものとする。

(個人情報の利用)

第11条 個人情報の利用は、予め提供者（本人）に明示した利用目的の範囲内で行い、その範囲を超えて利用を行ってはならない。ただし、法令の定めに基づく場合を除く。

(個人情報の廃棄)

第12条 当初の目的を達成して不要となった個人情報は速やかに廃棄するものとする。

2 個人情報の廃棄にあたっては、外部漏えいしないよう、印字データについてはシュレッダー処理、電子データについてはデータ消去を行わなければならない。なお、廃棄を外部業者に委託する場合には、外部業者が確実に廃棄したことを確認するものとする。

(第三者提供)

第13条 業務の遂行にあたり、個人情報を第三者に提供する必要がある場合は、原則として提供者（本人）の同意を得るとともに、予め個人情報管理責任者に報告し、その指示に従って必要な対応を行う。

(本人からの照会対応等)

第14条 個人情報に関する本人からの問い合わせ、情報開示・訂正・利用停止等の請求等若しくは苦情及び照会の受付窓口を個人情報管理者とし、速やかに必要な対応を行う。

(教育)

第15条 個人情報管理者は、定期的に職員を対象とした個人情報管理に関する教育を行う。また、ボランティア、インターン等に対しても個人情報管理の必要性についての意識喚起を図り、適切な取扱い方法を行うよう適宜指導・監督する。

(監査)

第16条 当法人の監事は、業務監査の一環として、当法人内における個人情報管理が適正におこなわれているか、適宜監査を行う。

2 監査を行った場合、監事は監査結果を個人情報保護管理責任者に報告する。

3 個人情報保護管理責任者は、監査結果に基づき速やかに改善措置を実施し、結果を監

事に報告する。

(漏えい事故発生の対応)

第 17 条 職員の故意又は過失により個人情報漏えい事故が発生した場合は、個人情報に関する事故等対応マニュアルに則り、提供者（本人）に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

(本規程への違反)

第 18 条 本規程への違反が明らかになった場合、違反を行った職員を懲戒処分の対象とすることができる。

(規則)

第 19 条

個人情報管理責任者は、必要に応じ個人情報管理に関する規則を定めるものとする。

(改定)

第 20 条 本規程の改定は理事会の決議を得なければならない。

(施行)

第 21 条 本規程は理事会の決議により、平成 22 年 6 月 1 日より施行する。